

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	シスメックス株式会社		コード	6869
提出日	2026/6/1	異動（予定）日	2026/6/26	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が上程されるため。			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）														異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	太田 和男	社外取締役	○												△					
2	井上 治夫	社外取締役	○												△					
3	藤岡 由佳	社外取締役	○															○		
4	大島 まり	社外取締役	○												○					
5	織田 研二郎	社外取締役	○												△	△			新任	有
6	佐伯 友史	社外取締役	○												△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	独立役員として指定している社外取締役の太田和男氏は、当社と取引関係のある川崎重工業株式会社の出身ですが、2019年6月に同社取締役を退任されてから、6年以上を経過いたします。また、2026年3月期における同社との取引金額はそれぞれの連結売上高の0.01%未満であります。	太田和男氏は、グローバルに事業を展開する企業の経営者として、豊富なマネジメント経験と幅広い見識を有しており、取締役会で発言いただくことにより、その経験や見識を当社の経営に活かしていただくとともに、経営への監督を通じて、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社役員との個人的なつながり等はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすようなことや、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、「独立役員」に指定しております。
2	独立役員として指定している社外取締役の井上治夫氏は、当社と定常的な銀行取引がある株式会社三菱UFJ銀行の出身ですが、2014年6月に同行執行役員を退任されてから、10年以上を経過いたします。同行は当社にとって代替性がない程度に依存している金融機関ではなく、当社の意思決定に影響を及ぼす取引先ではありません。また、井上治夫氏は当社と一般消費者としての通常の取引関係がある三菱UFJニコス株式会社の出身ですが、2026年3月期における同社との取引金額はそれぞれの連結売上高の0.01%未満であります。	井上治夫氏は、金融機関の経営者として、金融・財務会計、リスク管理などに関する知見の他、実業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会で発言いただくことにより、その経験や見識を当社の経営に活かしていただくとともに、経営への監督を通じて、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社役員との個人的なつながり等はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすようなことや、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、「独立役員」に指定しております。
3	独立役員として指定している社外取締役の藤岡由佳氏は、藤岡金属株式会社の代表取締役社長を務めていますが、当社と同社との間には取引関係はありません。	藤岡由佳氏は、豊富な海外経験において培われたグローバルな視点や深い知識および企業経営等の豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会で発言いただくことにより、その経験や見識を当社の経営に活かしていただくとともに、経営への監督を通じて、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社役員との個人的なつながり等はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすようなことや、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、「独立役員」に指定しております。
4	独立役員として指定している社外取締役の大島まり氏は、当社と取引関係のある東京大学の教授を務めていますが、2026年3月期における当社と当該大学との間の取引金額は、当社および当該大学それぞれの連結売上高・総収入額の0.1%未満であります。	大島まり氏は、生産技術や情報学の教育者として、サイバーセキュリティ、科学技術の豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役会で発言いただくことにより、その経験や見識を当社の経営に活かしていただくとともに、経営への監督を通じて、意思決定の妥当性・適正性を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社役員との個人的なつながり等はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすようなことや、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、「独立役員」に指定しております。
5	独立役員として指定している社外取締役の織田研二郎氏は、当社と定常的な銀行取引がある株式会社みなど銀行の出身ですが、2019年3月に同行取締役を退任されてから、7年以上を経過いたします。同行は当社にとって代替性がない程度に依存している金融機関ではなく、当社の意思決定に影響を及ぼす取引先ではありません。 また、同行では、当社代表取締役会長グループCEO 家次恒が社外取締役を務めており、社外取締役の相互就任の関係となりますが、織田研二郎氏が同行取締役を退任されてから7年以上を経過していること、同行は当社にとって代替性がない程度に依存している金融機関ではなく当社の意思決定に影響を及ぼす取引先ではないことなどから、相互就任によって同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	織田研二郎氏は、金融機関の経営者として、金融・財務会計などに関する知見の他、実業界における企画・監査・内部統制の豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験や見識に基づき、監査等委員の立場から、取締役会で発言いただくとともに、業務執行に対する適切な監査・監督を通じて、経営の健全性・透明性および監査・監督機能を確保するための役割を果たしていただけるものと判断しております。 同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、当社役員との個人的なつながり等はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすようなことや、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、「独立役員」に指定しております。

6	<p>独立役員として指定している社外取締役の佐伯友史氏は、当社と定期的な銀行取引がある株式会社三井住友銀行の出身ですが、同行は当社にとって代替性がない程度に依存している金融機関ではなく、当社の意思決定に影響を及ぼす取引先ではありません。また、佐伯友史氏はSMBCベンチャーキャピタル株式会社の代表取締役社長を務めていますが、当社と同社との間には取引関係はありません。</p>	<p>佐伯友史氏は、金融機関の経営者として、金融・財務会計などに関する知見の他、実業界における事業経営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験や見識に基づき、監査等委員の立場から、取締役会で発言いただくとともに、業務執行に対する適切な監査・監督を通じて、経営の健全性・透明性および監査・監督機能を確保するための役割を果たしていただけたものと判断しております。</p> <p>同氏は、当社の定める「社外取締役の独立性基準」および東京証券取引所が定める独立役員要件を満たしており、当社役員との個人的なつながり等はなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすようなことや、一般株主と利益相反を生じるおそれはないと判断し、「独立役員」に指定しております。</p>
---	---	---

4. 補足説明

<p>当社の「社外取締役の独立性基準」は下記のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。</p> <p>(自社関連)</p> <p>① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行者（※1）又は過去において当社グループの業務執行者であった者 (主要な取引先)</p> <p>② 当社グループを主要な取引先とする者（※2）又はその業務執行者</p> <p>③ 当社グループの主要な取引先（※3）又はその業務執行者 (専門的サービス提供者)</p> <p>④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家 (当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者)</p> <p>⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者 (寄附又は助成)</p> <p>⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成（※5）を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者） (借入先)</p> <p>⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関（※6）又はその親会社若しくは子会社の業務執行者 (大株主)</p> <p>⑧ 当社グループの主要株主（※7）又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者</p> <p>⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者 (役員相互派遣)</p> <p>⑩ 当社グループと社外役員の相互派遣の関係（当社グループに在籍する業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社に在籍する業務執行者が当社の社外役員である場合をいう。）を有する会社の業務執行者</p> <p>⑪ 過去3年間に於いて上記②から⑩に該当していた者</p> <p>⑫ 上記①から⑩に該当する者（重要な地位にある者（※8）に限る）の近親者等（※9）</p> <p>※1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。</p> <p>※2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者</p> <p>※3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先であって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者</p> <p>※4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう）</p> <p>※5 一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう</p> <p>※6 主要な金融機関とは、現在又は過去3年間に於いて当社グループの資金調達に必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう</p> <p>※7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう</p> <p>※8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう</p> <p>※9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう</p>	<p style="text-align: right;">以上</p>
---	--------------------------------------

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。